

## 飯山市地域公共交通会議規約

平成 19 年 3 月 6 日 施行

令和 3 年 4 月 1 日 改正

### (目的)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客に利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（改正：令和 2 年法律第 36 号）に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）等の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、飯山市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

### (事務所)

第 2 条 交通会議の事務所は、飯山市大字飯山 1 1 1 0 番地 1 号飯山市役所内に置く。

### (協議事項)

第 3 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通計画等の策定及び変更の協議並びに実施に係る協議及び連絡調整並びに事業の実施に関すること。
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

### (組織)

第 4 条 交通会議は、市長が主宰する。

2 交通会議の委員は、次に掲げる者から、市長が委嘱する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 一般貸切・乗用旅客自動車運送事業者
- (3) 関係する都道府県バス・タクシー協会
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 北陸信越運輸局長（長野運輸支局長）又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 長野県警察
- (8) 道路管理者
- (9) 長野県企画振興部交通政策課長
- (10) 学識経験者
- (11) その他市長が必要と認める者

(役員)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

2 会長は、市長とし、交通会議を代表する。

3 会長及び副会長は、相互に兼ねることはできない。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第7条 会議の業務を処理するため、会議に事務局を置く。

2 事務局は、飯山市の公共交通政策を担当する課に置く。

3 会長は、前項に掲げる課のほか、第3条に規定する協議事項に係る事業の実施に関連する課等を事務局に参加させることができる。

4 事務局の処務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議の運営)

第8条 交通会議の会議（以下、単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長が必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開する。ただし、特別な事情があると認められる協議については、その一部又は全部を公開しないことができる。

6 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面協議により議決することができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第10条 交通会議は、必要に応じて幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、幹事長及び幹事は、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 3 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 4 幹事会は、交通会議が付託した事案又は交通会議に付議する事項で、あらかじめ研究若しくは調査を必要とする事案について調査及び検討を行う。
- 5 幹事会は、前項の調査及び検討のほか、交通会議の協議事項のうち、交通会議が委任する事項について決定をすることができる。
- 6 第8条の規定は、幹事会の会議について準用する。
- 7 幹事会は、第4項の調査及び検討の結果並びに第5項の決定の内容を交通会議に報告しなければならない。
- 8 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(規約の変更)

第11条 この規約を変更する場合は、交通会議の承認を得なければならない。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。